

東大阪市いじめ防止基本方針



東大阪市・東大阪市教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・

Ι	教) 育委	員会	の]	取	組	み										•								2
	1	東大	阪市	い	じ	め	問	題	連	絡	協	議	会	の	設	置	•	•		•	•	•	•	•	2
	2	東大	阪市	い	じ	め	問	題	専	門	委	員	会	の	設	置	•	•		•			•	•	2
	3	いじ	めの	防.	止												•	•		•			•		2
	4	いじ	めの	早	期:	発	見										•	•		•			•		3
	5	いじ	めへ	<u>の</u>	対	処																	•	•	3
	6	関係	機関	ع	の:	連	隽																•	•	3
	7	学校	や教	職	員(の	抨	価															•	•	3
Π	芎	ዸ校の	取組	み			•																		4
	1	学校	いじ	め	基	本	方	針	の	策	定												•	•	4
	2	いじ	め防	止	等	の7	<i>t</i> =	め	の	組	織	の	設	置									•	•	4
	3	いじ	めの	防.	止																		•	•	4
	4	いじ	めの	早	期:	発	見																•		4
	5	いじ	めへ	<u>の</u>	対	処																	•	•	5
	6	家庭	や地	域	اع	のi	連	携																	5
Ш	重	大事	態へ	<u>の</u>	対	処	•																		6
	1	重大	事態	の;	意	味																	•	•	6
	2	重大	事態	က	報	告																	•		6
	3	重大	事態	の	調:	查	組	織															•		6
	4	調査	の方	法																			•		7
	5	その	他の	留	意	事〕	項																•		7
	6	調査	結果	<u>の</u>	提·	供。	اع	報	告																8
	7	東大	阪市	い	じ	め	問:	題	調	査	委	員	会	の	設	置									8
	8	調査	結果	の	報	告	を	受	け	た	市	長	に	ょ	る	再	調	査							8
※参考資料																									
	0	いじ	め事	象	対	応(か	フ		_	図														9

はじめに

東大阪市教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、「いじめはどこでも、どの学校でも起こりうる」という認識のもと、「いじめをしない・させない・ゆるさない」をめざし、学校・家庭・地域と連携して、未然防止や早期発見・早期対応に取り組んできました。

全国的には、いじめによる不幸な事象が依然として発生する中、いじめから子どもたちを守るため、国において「いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)」が施行されました。

本市においても、法の趣旨を踏まえて「東大阪市いじめの防止等に関する条例(平成27年条例2号。以下「条例」という。)」を制定し、さらに、教育委員会及び学校の具体的な取組み等を定める「東大阪市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)」を策定します。

大人には、すべての子どもたちが笑顔にあふれ、夢と希望をもって未来に向かって健や かに成長できる社会をつくる責任があります。

東大阪市教育委員会は、この基本方針に基づき、いじめの問題を隠さず、適切な実態把握や対応を行うとともに、その解決に向けて判断力と行動力を発揮し、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を一層推進していきます。

Ι 教育委員会の取組み

1 東大阪市いじめ問題連絡協議会の設置

教育委員会は、いじめの防止等に関する関係機関との連携強化を図るため、学校関係者、教育委員会、児童相談所、法務局、警察などの機関、団体で構成される「東大阪市いじめ問題連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置する。

2 東大阪市いじめ問題専門委員会の設置

教育委員会は、連絡協議会との円滑な連携の下に、学校におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うために教育委員会の附属機関として「東大阪市いじめ問題専門委員会」(以下「専門委員会」という。)を設置する。

この専門委員会は、弁護士や心理や福祉の専門家等の専門知識及び経験を有する者、 学識経験者等であって、市基本方針に基づく学校におけるいじめの防止の取組みについ て支援を行うサポートチームと、法第28条に基づき、学校での重大事態に係る調査を 行う調査チームを置く。

専門委員会調査チームは、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない者(第三者)をもって構成し、その公平性・中立性を確保する。

3 いじめの防止

- ① 児童生徒一人ひとりが豊かな情操と命と人権を大切にする心を養うため、すべての 教育活動を通して、道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実を図る。
- ② 児童生徒をいじめから守ることや、いじめ防止の重要性をすべての人に理解してもらうため、7月を「いじめ防止推進月間」と定め、キャンペーン等を実施する。
- ③ 各学校の教職員に対し、いじめ防止に関する研修の実施等、教職員の資質向上に必要な措置を計画的に講じる。
- ④ 各学校に対し、心理や福祉等に関する専門的知識を有する者や、いじめの未然防止 に関して助言できる人材の情報を提供する。
- ⑤ 学校における指導体制の充実に向けた教職員の配置や、いじめ等の相談に応じるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等を適切に行う。
- ⑥ 児童生徒が自主的に行ういじめ防止に関する取組みを支援する。
- ⑦ 携帯電話やスマートフォンを利用したインターネットやメール等によるトラブルを 防ぐため、警察や企業等から情報を収集し、学校に提供するとともに、情報モラル

教育の徹底や保護者への啓発を図る。

- ⑧ 児童生徒の豊かな情操と命や人権を大切にする心を育むため、教育読本「私(わた し)たちの道徳」等を活用して、道徳教育の充実を推進する。
- ⑨ いじめ防止に関するポスターやチラシ等を児童生徒・保護者に配付し、家庭や地域に対して啓発を行う。

4 いじめの早期発見

- ① いじめに関する相談窓口について、教育委員会以外の相談窓口も含めて、児童生徒 や保護者、教職員、市民に周知する。
- ② 児童生徒が発するいじめのサインを見逃さないようするため、教職員向けのハンド ブック「生徒指導対応マニュアル」を配付し、教職員の対応力を高める。

5 いじめへの対処

- ① 学校からいじめに関する支援の要請があったときは、当該学校に対し、指導主事や専門家を派遣して必要な支援を行うとともに、当該事案について必要な調査を行う。
- ② いじめを行った児童生徒の保護者に対して、学校教育法(昭和22年法律第26号) 第35条第1項(同法49条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、必要 に応じて当該児童生徒の出席停止を命ずる等の措置を講じる。
- ③ いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合には、学校間の連絡協力体制の調整を行い、学校によるいじめの解決の対応を支援する。

6 関係機関との連携

いじめ問題に対応するため、警察や法務局、子ども家庭センター等と平素から情報交換や連絡会議の開催等を行い、情報の共有に努める。

7 学校や教職員の評価

いじめの多寡により学校や教職員を評価せず、いじめ事象を隠さず、目標を立てて取り組んでいるか、またいじめが発生したときに、教職員が連携して組織的に解決にあたっているかなど、取組みや対応を評価して、必要な支援、助言を行う。

Ⅱ 学校の取組み

1 学校いじめ基本方針の策定

学校は、法、条例及び市基本方針を参酌し、学校としてどのようにいじめの防止、解 決に向けた取組みを行うかについての基本的な方向や内容等を「学校いじめ防止基本方 針」(以下「学校基本方針」という。)として定めるものとする。

2 いじめ防止等のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の 教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、専門的な知識を有す る者、その他関係者により構成される組織を設置する。

3 いじめの防止

- ① 子ども理解に係る教職員の資質の向上を図る。
- ② 教職員の言動により、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、十分注意する。
- ③ 人権教育や道徳教育を通じて、児童生徒の心の豊かさを培い、互いを認め合える人間関係をつくる。
- ④ 児童生徒自らが、いじめを自分たちの問題としてとらえ、みんなで話し合い、行動 することができるよう支援する。
- ⑤ 児童生徒・保護者に情報モラルを身につけさせる指導や啓発を行い、インターネットを通じて行われるいじめを防止する。

4 いじめの早期発見

- ① 教職員は、ささいな兆候でも、いじめの可能性も視野に入れ、早い段階からかかわりを持って、積極的に認知していく。
- ② 教職員は、日頃から児童生徒を見守りながら、児童生徒との信頼関係を築き上げる 努力をすることで、児童生徒からの信号を受け止めやすくする。
- ③ いじめの疑いの情報を教職員が把握したときの報告手順など、組織的なシステムづくりを進める。
- ④ 定期的にいじめに関するアンケート調査や教育相談を行い、児童生徒がいじめを訴

えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努める。

⑤ 児童生徒及び保護者に、いじめに関する相談体制を明確にし、周知する。

5 いじめへの対処

- ① 教職員は、いじめと疑われる行為を発見したときは、その場でその行為を止めるとともに、適切な対応を講じる。
- ② 教職員は、児童生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあったときは、真摯に受け 止め、十分その内容を聴き取る。
- ③ いじめの発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込まず、直ちに学校でのいじめ 防止組織とその情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係 児童生徒から事情を聴き取り、いじめの有無の確認を行う。事実確認の後、被害・加害児童生徒の保護者に連絡する。
- ④ 当該いじめが犯罪行為と認められるときは、ためらうことなく、所轄警察署と相談 して対処する。
- ⑤ いじめられた児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組めるよう、状況に応じて外部の専門家の協力を得ながら、児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ⑥ いじめた児童生徒には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行 為であることを理解させ、自らの行為の責任を理解させる。
- ⑦ いじめの状況に応じて、教育的配慮に十分留意しながら、必要があるときは、学校 教育法第11条の規定に基づき、いじめた児童生徒に対して適切な懲戒を加えるこ とも検討する。
- ⑧ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちにプロバイダに対して削除を求めるなど、必要な措置を講じる。

6 家庭や地域との連携

保護者や地域の関係団体と、定期的にいじめについて話し合う場を設け、いじめ根絶の共通理解を深める対策を推進する。

また、保護者や地域からのいじめに関する相談をいつでも受けとめることができるような体制整備を行う。

Ⅲ 重大事態の対処

1 重大事態の意味

次に掲げる場合を「重大事態」と定める。

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると 認めるとき。
- ② いじめにより子どもが相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている 疑いがあると認めるとき。

「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る原因が、当該児童生徒に対し行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば次のようなケースが想定される。

- ○児童生徒が自殺を企てたとき
- ○身体に重大な傷害を負ったとき
- ○金品等に重大な被害を受けたとき
- ○精神性の疾患を発症したとき
- ②の「相当の期間」については、文部科学省の「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」における不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会または学校の判断により、迅速に調査に着手するものとする。

2 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会はこれを市長に報告する。

3 重大事態の調査組織

教育委員会は、学校から報告を受けたいじめ事案が重大事態であると判断したときは、 その調査を行うため、速やかに専門委員会の調査チームを招集し、これが調査にあたる。

調査組織の構成については、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の 利害関係を有しない者(第三者)に限る。

4 調査の方法

- ① 重大事態に至るいじめの行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り明確にすることを念頭に、客観的に速やかに調査を行う。
- ② いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合は、その内容について十分聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童生徒や情報提供者に被害が及ばないことを最優先に配慮する。事実確認後、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。また、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴き取り、その状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ③ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望、意見を十分聴き取り、速やかに当該保護者と今後の調査について協議した後、調査に着手する。調査方法は、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ④ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査のあり方は、その後の自殺防止に 資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳 を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、原因、背景の徹底的な解明を行い、 再発防止を講ずることをめざし、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。教育委員会及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

6 調査結果の提供と報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供

教育委員会は、調査結果を受けて、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法で説明する。 なお、これらの情報提供にあたっては、教育委員会は、他の児童生徒のプライバシー保護等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

② 調査結果の報告

調査組織の調査結果については、教育委員会が市長に報告する。

7 東大阪市いじめ問題調査委員会の設置

市長は、条例第18条第1項の規定により、市長の附属機関である「東大阪市いじめ 問題調査委員会」を設置する。

8 調査結果の報告を受けた市長による再調査

重大事態の調査結果の報告を受けた市長は、当該報告にかかる対処または同種の事態 発生の防止のため必要があるときは、「東大阪市いじめ問題調査委員会」を招集し、再調 査を行う。

当該委員会の委員は、弁護士や心理や福祉の専門家等の専門的な知識及び経験を有する者、学識経験者等であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有する者でない者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

また、再調査を行ったときは、市長はその結果を市議会に報告する。市議会へ報告する内容については、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。

Ⅳ いじめ事象対応のフロ一図

